

## 令和5年第10回美郷町議会定例会

### 議事日程（第1号）

令和5年12月5日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 町長の招集挨拶並びに行政報告  
陳情上程（委員会付託）
- 第 4 陳情第26号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善について国に意見書提出を求める陳情
- 第 5 陳情第27号 国民のいのちと健康を守るため、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求めるため国に意見書提出を求める陳情
- 第 6 陳情第28号 健康保険証廃止の中止について国に意見書提出を求める陳情書
- 第 7 陳情第29号 秋田県に対して「子供の医療費助成を中学から高校卒業まで引き上げること」を求める意見書提出の陳情書
- 第 8 陳情第30号 辺野古新基地建設の断念と日米地位協定の改定、及び安全保障による米軍基地が必要であるならば全国で平等に負担するよう求める意見書の提出に関する陳情
- 第 9 陳情第31号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情  
議案上程・審議（説明～質疑～討論～表決）
- 第10 同意第20号 美郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第11 議案第72号 工事請負契約の一部変更について  
議案上程（説明）
- 第12 議案第73号 美郷町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部改正について
- 第13 議案第74号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

- 第14 議案第75号 美郷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第15 議案第76号 美郷町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第16 議案第77号 美郷町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 第17 議案第78号 美郷町名水市場湧太郎の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第18 議案第79号 令和5年度美郷町町一般会計補正予算第10号
- 第19 議案第80号 令和5年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第3号
- 第20 議案第81号 令和5年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号
- 第21 議案第82号 令和5年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号
- 第22 議案第83号 令和5年度美郷町水道事業会計補正予算第4号

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	熊谷隆一君	2番	村田薫君
3番	鈴木正洋君	4番	藤原政春君
5番	高山茂雄君	6番	高橋邦武君
7番	深澤均君	8番	伊藤福章君
9番	高橋正和君	10番	泉美和子君
11番	深沢義一君	12番	熊谷良夫君
13番	澁谷俊二君	14番	長谷川幸子君
15番	鈴木良勝君	16番	森元淑雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	本間和彦君
総務課長	高橋穰君	企画財政課長	武田浩之君
税務課長	小田長光仁君	住民生活課長	木村英彰君
福祉保健課長	高橋勉君	農政課長	中田裕克君
商工観光交流課長	今野武俊君	建設課長	高橋博和君
会計管理者兼 出納室長	飛澤史子君	農業委員会 会長	高橋正尚君
農業委員会 事務局長	佐々木龍悦君	教育長	栗林守君
教育推進監	青谷千里君	教育推進課長	佐々木寿人君
生涯学習課長	大澤修君	代表監査委員	高橋信雄君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	深澤文仁	庶務班長 兼議事班長	澁谷正樹
事務補助員	佐々木楓		

---

### ◎開会及び開議の宣告

○議長（森元淑雄君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第10回美郷町議会定例会を開会します。

ただちに会議を開きます。

(午前10時00分)

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（森元淑雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番、高山茂雄君、6番、高橋邦武君を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（森元淑雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日12月5日から12月14日までの10日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月14日までの10日間と決定いたしました。

なお、会期中の審議予定については、先般、議会運営委員会を開催し、検討されました。その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、高橋邦武君、登壇願います。

(議会運営委員長 高橋邦武君 登壇)

○議会運営委員長（高橋邦武君） おはようございます。

議会運営委員会から、会期の日程についてをご報告申し上げます。

11月28日に招集告示されました令和5年第10回美郷町議会定例会に当たり、同日、議会運営委員会を開催し、次のとおり決定いたしました。

本定例会の審議内容についてであります。本定例会に付議され提案されている案件は、町長

の提案に係るものとして、議案書記載のとおり、令和5年度各会計の補正予算、条例の一部改正、工事請負契約の一部変更、教育委員会委員の同意案件であります。

陳情案件については、前回の定例会以降提出されたものについて、議会運営委員会では陳情第26号、陳情第27号及び陳情第29号は教育民生常任委員会にて、陳情第28号、陳情第30号及び陳情第31号は総務産業常任委員会にて審査が望ましいものとなりました。

また、議会関係としては、委員会報告等と意見書案等の審議を予定しております。

以上のことから、次のとおり審議日程を予定したところであります。

初めに、本定例会の会期は、本日12月5日から12月14日までの10日間といたしました。

次に、本定例会の審議内容についてであります。本日は町長の招集挨拶並びに行政報告があり、その後、陳情を上程し、委員会付託とします。続いて、同意第20号及び議案第72号を上程し、説明を受け、質疑、討論、表決を行います。その後、議案第73号から議案第83号までを上程し、説明を受け、終了の予定です。

12月6日から12日までは本会議を休会とし、一般質問の通告締切りは7日午前11時までとします。

なお、休会中の日程ですが、12月8日と11日に関係常任委員会を開催し、陳情の審査等を行う予定です。

12月13日は、午前10時より本会議を再開し、一般質問を行う予定です。

12月14日は、午前10時より本会議を再開し、議案第73号から議案第83号までの質疑、討論、表決を行います。続いて、陳情の審査結果についての常任委員会委員長の報告、質疑、討論、表決を行い、終了の予定です。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（森元淑雄君） ただいま議会運営委員長から審議予定について報告がありましたが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認め、日程どおり審議を進めます。

---

### ◎町長の招集挨拶並びに行政報告

○議長（森元淑雄君） 日程第3、町長の招集挨拶並びに行政報告を行います。

本定例会の招集に当たって、町長より招集挨拶並びに行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長 松田知己君、登壇願います。

(町長 松田知己君 登壇)

○町長(松田知己君) おはようございます。

令和5年第10回美郷町議会定例会の開会に当たり、行政報告並びに提出いたしました議案の概要等申し上げ、招集挨拶といたします。

初めに、タイ王国との交流について報告いたします。

10月6日、タイ王国の「バンコク・クリスチャン・カレッジ」の視察団として、教師と生徒合わせて20人が来町されました。当日は、総合体育館リリオスでの歓迎会の後、歴史民俗資料館を視察し、その後、美郷中学校を訪問し交流を深めました。

また、11月8日から11日まで、タイ王国にて県主催のタイトップセールスが開催され、現地の旅行会社等に対し、美郷町の魅力をPRしてまいりました。併せて、教育交流を行っているノンタブリー県の副知事、第一初等教育局とアニュラチャプラシット校を表敬訪問し、今後の美郷中学校との相互訪問交流の推進について協議も行ってまいりました。

引き続き、様々な方面から交流の絆を深め、まちづくりに生かしてまいります。

次に、新型コロナウイルスワクチンの接種について報告いたします。

令和5年9月24日から、町内の公共施設にて「令和5年秋開始接種」に係る集団接種を開始し、11月30日現在、4,893の方が接種されています。なお、接種は12月19日までを予定しております。

次に、第3次美郷町総合計画における「みさと重点テーマ」に係る事業について報告いたします。

1つ目は「豊かさ実感」についてですが、10月1日、学友館にて「美郷町読書フェスタ」を開催しました。当日は、町内ボランティア3団体による絵本の読み聞かせや口笛コンサート、雑誌リサイクル市などを実施したほか「心に残った本の紹介コンクール」にご応募いただいた920作品の中から、各部門の最優秀賞を受賞した7の方を表彰いたしました。

10月28日から12月3日まで、学友館にて、テキスタイルデザイナーの須藤玲子氏による特別展「展示で巡る須藤玲子の布づくり～ポップ・ステップ・ジャンプ」を開催し、1,081人の方から鑑賞いただきました。特別展初日には須藤氏によるギャラリートークを行ったほか、関連事業として11月18日に須藤氏によるワークショップを開催し、20人が参加されました。

11月10日、美郷町公民館にて、自衛隊音楽隊コンサートを開催しました。今年度は、10年ぶり2回目となった陸上自衛隊第9音楽隊を迎え、迫力ある演奏と美しい音色を397人が鑑賞されました。

10月7日に予定していた美郷町ネイチャーガイドの協力による「七滝山親子自然観察登山」、10月13日に予定していた株式会社モンベルと美郷山岳会の協力による中学生を対象とした「真昼岳登山教室」について、町内での熊の目撃情報が相次いだことから、安全面に配慮して、今年度の開催を中止いたしました。

2つ目は「活力・賑わい創出」についてですが、10月15日、「NPO法人みさぼーと」との共催により、薬樹の森づくり活動植樹事業を実施しました。当日は、公益社団法人東京生薬協会や関係機関から50人が参加し、旧花岡スキー場に100本のハウノキを植樹いたしました。

10月22日、東京都内にて「あきたまるごとAターンフェア」が開催され、本町もブースを設置し、来場者の移住相談に応じるとともに、地域おこし協力隊の募集PRをしてまいりました。

旧六郷わくわく園跡地の活用についてですが、当該地の南側にあるゲートボール場跡地も事業区域に加えることとし、外部有識者によるアドバイザー会議での検討を重ね、宅地開発事業に係る基本構想を策定いたしました。なお、事業実施に係る設計については、この基本構想を基に、公募型プロポーザルを実施し決定してまいります。本定例会に設計委託に関する補正予算を計上しておりますので、ご審議賜りますようお願いいたします。

次に、各課の個別の取組について報告いたします。

初めに、福祉保健課関係ですが、公募型プロポーザルを実施しておりました子ども子育て支援拠点施設新築工事基本設計業務について、企画提案審査会を10月5日、6日の2日間開催いたしました。県内外の15社から提案があり、審査の結果、東京都の株式会社青島裕之建築設計室と業務委託契約を締結いたしました。

9月16日、敬老記念行事として、大道芸人の田久朋寛氏を講師に迎え、健康と笑いの力に関する講演会を開催いたしました。メイン会場の公民館のほか、中央ふれあい館をモニター会場とし、152の方が観覧されました。また、金婚を迎えたご夫婦へのお祝いについてですが、11月24日に各ご家庭へお伺いし、36組の方へ記念品をお渡ししました。

11月4日、美郷町住民活動センターにて、大曲仙北医師会との共催による「第19回医療と健康を考える集い」を開催いたしました。町内外から136の方が来場され、講演会では、秋田大学大学院医学系研究科教授の本郷道生氏により、冬季間の身体活動の維持及び認知症予防をテーマにお話をいただきました。

次に、商工観光交流課関係ですが、交流のある自治体との取組として、長野県東御市内にて9月23、24日に「巨峰の王国まつり」が、東京都大田区にて10月14、15日に「友好都市ふれあいひろば」、11月4日、5日に「OTAふれあいフェスタ」が、それぞれ開催され、美郷町製品の販売

及び観光PRを行いました。

一方で、10月21日、20日に開催された美郷フェスタにおいては、北海道中富良野町から町職員等5人が美郷フェスタ参加のため来町し、特産品等を販売する交流物産展や観光PRを行いました。

11月6日、町内企業5社でつくるインターンシップを通じた交流を推進する団体である「MINIKE」とハローワーク大曲、町が共催となり職場見学会を開催いたしました。当日は、9人の求職者が参加し、「MINIKE」に参画する2社を訪問し、参加者の企業理解を深める機会となったほか、町内企業をPRする場となりました。

美郷雪華及び紫ラベンダー「サキガケ」から抽出したオイルの販売についてですが、10月5日までに申込みを募った結果、62件の応募があり、厳正な抽せんの結果、総勢29人に購入の権利が発生し、最終的に26人の方が購入されました。在庫6個については、12月中旬より、ふるさと納税の返礼品として活用してまいります。

次に、農政課関係ですが、10月21日、22日に「美郷フェスタ2023」を総合体育館リリオス及び公民館にて開催し、2日間で約7,000人の方々が来場され、ステージイベントや各種展示のほか、農産物の直売や飲食コーナー等各種イベント、農産物店や技能功労者、虫歯のない子の表彰式を開催いたしました。

肥料価格高騰の影響を受けている農業者に対し、肥料コスト上昇分の一部を助成する「肥料価格高騰対策支援事業」についてですが、11月末現在で延べ790人の農業者に交付しております。

また、燃油価格高騰の影響を受けている施設園芸の農業者に対し、燃油購入費の一部を助成する「施設園芸等燃油支援事業」についてですが、21人の農業者に交付しております。

次に、建設課関係ですが、11月1日、北除雪センター車庫にて除雪出発式を行い、作業従事者や交通関係者とともに、安全で円滑な作業の実施を誓い合いました。式では、来賓の方々から激励のお言葉をいただいたほか、なかよし園の園児3歳児から5歳児の皆さんから応援のエールをいただき、歓声の中、除雪車両が次々と出発いたしました。今シーズンは除雪機械75台で車道約449キロメートル、歩道約52キロメートルの道路除排雪を行ってまいります。

9月から11月末までの主な工事発注状況については、舗装補修工事11件、橋梁補修工事1件、河川改修、浚渫工事3件、屋根工事2件、解体工事3件を発注し、発注率は86.4%となっております。

また、上下水道関係としては、水道施設管理業務1件、修繕1件、農業集落排水施設管理業務1件を発注し、発注率は97.9%となっております。

次に、教育推進課関係ですが、10月30日、「鴻鵠の志」育成基金活用事業として、筑波大学名誉教授の高橋正雄氏を講師に迎え、「病みながら生きる存在としての人間「運命」はなぜ名曲か？」と題した講演会を美郷中学校にて開催し、生徒並びに町内3小学校の6年生が参加いたしました。

次に、生涯学習課関係ですが、9月2日、9月30日に、美郷町公民館を主会場、北ふれあい館、中央ふれあい館をリモート会場として、「美郷カレッジ」を開催いたしました。9月2日は、名古屋大学未来社会創造機構客員教授の佐藤 登氏、9月30日は、本町千畑地区出身の國學院大学経済学部教授の細井 長氏を講師に迎え、延べ157人が受講されました。

10月24日、美郷中学校沿線を周回とする「美郷町中学校新人駅伝競走大会」を開催いたしました。参加した男子15校、女子14校のうち、美郷中学校は男子・女子ともに優勝の好成績を収めました。

次に、提出いたしました議案の概要について説明いたします。

同意第20号 美郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてですが、熊谷文善氏を教育委員に再任したく同意を求めるものです。

議案第72号 工事請負契約の一部変更についてですが、令和5年5月15日に契約した名水市場湧太郎・観光案内休憩所施設改修工事請負変更契約について、工事請負変更契約を締結したく、お諮りするものです。

議案第73号 美郷町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部改正についてですが、美郷町議会議員に支給する費用弁償の対象用務の拡大及び用語の整理をしたく、お諮りするものです。

議案第74号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第75号 美郷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてですが、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の勤勉手当の支給に関する規定を定めるため、お諮りするものです。

議案第76号 美郷町国民健康保険税条例の一部改正についてですが、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、出産する国民健康保険の被保険者に係る国民健康保険税の減額措置の規定を追加したく、お諮りするものです。

議案第77号 美郷町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてですが、消防団員の定員変更及び任用要件の緩和を図るため、所要の規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第78号 美郷町名水市場湧太郎の設置及び管理に関する条例の一部改正についてですが、美郷町名水市場湧太郎の展示室及び学習室を多目的スペースに改修すること等に伴い、所要の規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第79号 令和5年度美郷町一般会計補正予算第10号についてですが、安楽寺地区宅地開発基本・実施設計業務委託料の追加、生菓の里美郷構想推進事業費の増額、製造業エネルギー価格高騰対策支援事業補助金の増額及び事業実績による事業費の減額等に伴う歳入歳出予算の補正について、お諮りするものです。

議案第80号 令和5年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第3号についてですが、保険基盤安定繰入金及び財政安定化支援事業繰入金の額の確定等に伴う歳入歳出予算の補正について、お諮りするものです。

議案第81号 令和5年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号についてですが、修繕費の増額等に伴う歳出予算の補正について、お諮りするものです。

議案第82号 令和5年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号についてですが、保険基盤安定繰入金の額の確定等に伴う歳入歳出予算の補正について、お諮りするものです。

議案第83号 令和5年度美郷町水道事業会計補正予算第4号についてですが、工事内容の変更による事業費の増額等に伴う収入支出予算の補正について、お諮りするものです。

以上、提出議案の概要につきまして説明いたしました。なお、提出議案の詳細につきましては、各担当課長に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、招集の挨拶といたします。

---

#### ◎陳情第26号の上程、委員会付託

○議長（森元淑雄君） 日程第4、陳情第26号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善について国に意見書提出を求める陳情を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 異議なしと認め、陳情第26号については教育民生常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

---

◎陳情第27号の上程、委員会付託

○議長(森元淑雄君) 日程第5、陳情第27号 国民のいのちと健康を守るため、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求めるため国に意見書提出を求める陳情を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 異議なしと認め、陳情第27号については教育民生常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

---

◎陳情第28号の上程、委員会付託

○議長(森元淑雄君) 日程第6、陳情第28号 健康保険証廃止の中止について国に意見書提出を求める陳情を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、総務産業常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 異議なしと認め、陳情第28号については総務産業常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

---

◎陳情第29号の上程、委員会付託

○議長(森元淑雄君) 日程第7、陳情第29号 秋田県に対して「子供の医療費助成を中学から高校卒業まで引き上げることを求める意見書提出の陳情書を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 異議なしと認め、陳情第29号については教育民生常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

---

#### ◎陳情第30号の上程、委員会付託

○議長(森元淑雄君) 日程第8、陳情第30号 辺野古新基地建設の断念と日米地位協定の改定、及び安全保障による米軍基地が必要であるならば全国で平等に負担するよう求める意見書の提出に関する陳情を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、総務産業常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 異議なしと認め、陳情第30号については総務産業常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

---

#### ◎陳情第31号の上程、委員会付託

○議長(森元淑雄君) 日程第9、陳情第31号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、総務産業常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 異議なしと認め、陳情第31号については総務産業常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

---

#### ◎同意第20号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄君） 日程第10、同意第20号 美郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。

○町長（松田知己君） 同意第20号について説明申し上げます。

令和5年12月17日をもって任期満了となります美郷町教育委員会委員として、熊谷文善氏を再任することについて、同意を得たいので提案するものです。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（森元淑雄君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 討論なしと認めます。

同意第20号について、これより採決いたします。

お諮りします。同意第20号について、原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。よって、同意第20号 美郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案に同意することに決しました。

---

#### ◎議案第72号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄君） 日程第11、議案第72号 工事請負契約の一部変更についてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（今野武俊君） 議案第72号についてご説明します。

議案資料集にてご説明しますので、資料集の1ページをお願いいたします。

変更額は消費税込みで73万9,200円の増額でございます。

これにより、契約金額は1億2,870万円から1億2,943万9,200円に変更となります。

変更工事内容につきましては、工事を進める中、名水市場湧太郎におきまして、冷暖房設備の

一部冷媒管が想定以上に老朽化していることが判明したことにより、当該冷媒管の更新工事を増加したということが主なものとなっております。

議案第72号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 討論なしと認めます。

議案第72号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第72号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第72号 工事請負契約の一部変更については、原案のとおり決しました。

---

### ◎議案第73号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第12、議案第73号 美郷町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋 穰君） 議案第73号についてご説明します。

提案理由ですが、美郷町議会議員に支給する費用弁償の対象用務を拡大するため、またこれに関連して、用語の整理を行うものです。

改正条文は、6ページですが、新旧対照表にてご説明しますので、議案資料集の2ページをご覧願います。

条例の表題中の旅費を費用弁償に改めます。

第5条の見出しを費用弁償に改め、同条第1項中「旅費を」の前に「費用弁償として」を加え、「費用弁償として旅費を支給する」に改めます。

また、同条に2つの項を加え、第3項にて、本会議美郷町議会委員会条例に規定する委員会、

美郷町議会会議規則に規定する議案の審査または議会の運営に関する協議または調整を行うための場、具体的には、全員協議会、そして、同規則第128条第1項の規定による議員の派遣を費用弁償の支給対象とし、出席した場合、議員の自宅から散会場所までの距離に応じた車賃を費用弁償として支給する旨を規定するものです。

第4項では、当月分の費用弁償は、翌月の議員報酬の支給に合わせて支給する旨を規定するものです。

議案6ページにお戻りいただき、附則にて、令和6年4月1日から施行するものです。

説明は以上です。

○議長（森元淑雄君） これで議案第73号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第74号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第13、議案第74号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋 穰君） 議案第74号についてご説明します。

提案理由ですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の一部が改正されたことに伴い所要の規定を改正するものです。

改正条文は、議案8ページですが、新旧対照表にてご説明しますので、議案資料集3ページをお願いいたします。

個人番号を含む個人情報の利用事務及び利用する情報について規定していたマイナンバー法の別表第2が廃止されたことに伴い、第2条において、5号として特定個人番号利用事務、6号として利用特定個人情報の用語の定義を追加するとともに、第4条において、新たに定義した用語に置き換えるものです。

議案8ページにお戻りいただき、附則にてこの条例は、改正法の施行日から施行するものです。

説明は以上です。

○議長（森元淑雄君） これで議案第74号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第75号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第14、議案第75号 美郷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋 穰君） 議案第75号についてご説明します。

提案理由ですが、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の勤勉手当の支給に関する規定を定めるものです。

改正条文は10ページですが、新旧対照表にてご説明しますので、議案資料集の4ページをご覧ください。

第2条では、給与の種類に勤勉手当を加えます。

1つ飛ばしまして、第9条では、会計年度任用職員について、規則の定めにより期末手当及び勤勉手当を支給することに改めます。

1つお戻りいただき、第8条では、第2号職員、いわゆるフルタイムの会計年度任用職員には、第9条で規定する期末手当及び勤勉手当以外の手当を支給することに改めます。

第14条では、単純労務の会計年度任用職員に支給する給与の種類に勤勉手当を加えます。

また、附則第2項では、会計年度任用職員への勤勉手当支給に伴い、基準日に育児休業している会計年度任用職員にも勤勉手当を支給する旨、美郷町職員の育児休業等に関する条例の一部を併せて改正するとともに、引用条文のずれについて改正するものです。

議案10ページにお戻りいただき、附則第1項において、条例の施行を令和6年4月1日とするものです。

説明は以上です。

○議長（森元淑雄君） これで議案第75号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第76号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第15、議案第76号 美郷町国民健康保険税条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（小田長光仁君） 議案第76号についてご説明いたします。

議案11ページをご覧ください。

提案理由ですが、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、出産する国民健康保険の被保険者に係る国民健康保険税の減

額措置の規定を追加いたしたく提案するものです。

改正条文は、議案12ページから14ページまでですが、内容については、新旧対照表にてご説明いたしますので、議案資料集6ページをご覧ください。

第25条は、国民健康保険税の減額についての規定ですが、地方税法及び同法施行令の改正により、産前産後期間に係る所得割額及び被保険者均等割額の減額についての規定が新設されたことに併せて、第25条第2項の次に、第3項として納税義務者の世帯に出産する予定、または出産した国民健康保険の被保険者、以下、以下出産被保険者と言いますが、属する場合の所得割額及び被保険者均等割額から減額する額を新たに規定したものです。

減額する額は従来の規定により、当該出産被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額のそれぞれ12分の1の額に、産前産後期間のうち、当該年度に属する月数を乗じた得た額と規定しており、第1号及び第2号において、基礎課税額の所得割額及び被保険者均等割額について、第3号及び第4号においては、後期高齢者支援金等課税額の所得割額及び被保険者均等割額について、次の7ページの第5号及び第6号においては、介護納付金課税額の所得割額及び被保険者均等割額についてそれぞれ規定しております。

なお、産前産後期間については、6ページの第1号において、出産の予定月または出産した月、以下出産予定月と言いますが、の1か月前、ただし、多胎妊娠の場合は、3か月前から出産予定月の2か月後までと規定しております。

7ページ中段の第26条の3は、産前産後期間の減額に関わる届出についての規定で、第1号各号には、届書の記載事項について、第2項各号には、添付書類についてそれぞれ規定し、第3項では、出産予定日の6か月前から届出できる旨を、第4項では、町長が第1項の事項及び第2項において明らかにすべき事項について確認できる場合は、届出を省略させることができる旨を規定しております。

議案14ページにお戻りください。

中段の附則についてご説明いたします。

附則第1項は、この条例の施行日を令和6年1月1日と規定しております。

附則第2項は、改正後の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち、令和6年1月以後の期間に関わるもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち、令和5年12月以前の期間に関わるもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものと規定しております。

なお、令和5年度分について、具体的に申し上げれば、令和5年11月に出産された場合は、出産

被保険者に関わる令和6年1月相当分の国民健康保険税が減額されることとなり、それ以前の期間については、減額の対象外となります。

以上で説明を終わります。

○議長（森元淑雄君） これで議案第76号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第77号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第16、議案第77号 美郷町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（木村英彰君） 議案第77号につきまして説明いたします。

提案理由は、消防団員の定員変更及び任用要件の緩和を図るため所要の規定を改正したく、提案するものです。

改正条文は16ページですが、新旧対照表にて説明いたしますので、議案資料集9ページをご覧ください。

団員の定員につきましては、消防庁が示している消防力の整備指針により、火災鎮圧予防、災害時における各種業務を円滑に遂行するため、地域の実情に応じて決定されることとしています。この指針に基づき、各地区に配備した消防ポンプを適正に稼働させるために必要な人数並びに町の人口規模及び可住地面積から必要人数を算出し、合算した結果、360人以内となったことから、第2条に規定する定員を改めるものです。

また、基本消防団員の任用要件ですが、第3条第1項第2号に、年齢を18歳以上55歳以下と規定しておりますが、55歳以下の制限を削除することにより、幅広く基本消防団員に登録することが可能となり、地域防災力の維持が図られるものと考えております。

議案16ページにお戻り願います。

附則としまして、この条例は令和6年1月1日より施行するものでございます。

以上で議案第77号の説明を終わります。

○議長（森元淑雄君） これで議案第77号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第78号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第17、議案第78号 美郷町名水市場湧太郎の設置及び管理に関する条例

の一部改正について上程いたします。

説明理由並びに内容の説明を求めます。商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（今野武俊君） 議案第78号 美郷町名水市場湧太郎の設置及び管理に関する条例の一部改正についてご説明します。

改正の主な内容ですが、令和6年1月末までの完成を目指し現在行っております改修工事により、展示室として規定をしておりました旧水文館及び学習室として規定をしております水の学習室をそれぞれ多目的スペースとすることにより、その利用料を定めようとするもののほか、所要の規定の改正を行うものでございます。

改正箇所につきましては、議案資料集10ページをお願いいたします。

第1条につきましては、施設の利用実態を踏まえた文言の見直しであります。

町外からの利用者を観光客等として規定し、追加をしております。

第3条につきましては、展示室、学習室を多目的スペースとすることに伴いまして、第3号の文言を改正するものでございます。

4条につきましても、第3条と同様の趣旨でございますが、第2号を削除することに伴いまして、以後の号数が繰上がりとなります。

別表第1につきましては、料金の規定となっております。

10ページ下段の多目的スペース（大）ですが、こちらは1階の旧水文館部分となっております。貸切りの場合と、一画にブースを出展するなど、一部利用する場合と分けて規定をしております。

2階の多目的スペース（小）は11ページに記載をしております。

こちらは、学習室の部分ですが、こちらも同様の考え方となっております。

これら多目的スペースの利用料の金額につきましては、令和元年度に行いました財政健全化の取組による金額の考え方を踏まえた上で、会議室の9時から18時までの利用料、こちらを550円と見直した上で、それをベースに面積の比率等を参考に、2つの多目的スペースの利用料を算出しております。

11ページ中段からの備考欄でございます。

備考の1は、営利目的で貸し切る場合の利用料の規定です。営利目的の貸切りの場合、私的な利用目的により利用ができなくなる方が発生することを踏まえ、利用料を3倍としております。

一方、一部利用の場合につきましては、出入りに制約がないことから、利用できなくなる方は生じないため、3倍の規定から除いております。

備考の2ですが、1階の多目的スペース（大）は、通常は開放しており無料としておりますの

で、その旨を規定しております。

備考の3ですが、1階の多目的スペースの一部利用に係る要件を新たに規定しております。

備考の4以降は、冷暖房利用に関する規定となっておりますが、新設となる多目的スペースを盛り込みながら、備考の2、3を受けまして、号数が2つ繰下げとなります。

12ページをお願いします。

こちらの別表第2でございますが、広場や駐車場を一部占有する場合の規定となっております。こちらも単価の見直しを行った上で、別表1に規定します内部施設利用と連動した形で、備考の2として、利用時間延長の規定を追加し、運用の円滑化を図るものでございます。

議案18ページにお戻りください。

18ページから20ページにかけまして、改正条文となっております。

改正条文の附則についてご説明しますので、20ページをお願いします。

条例の施行日でございますが、工事完成翌日の令和6年2月1日からしております。

議案第78号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄君） これで議案第78号の説明が終わりました。

---

### ◎議案第79号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第18、議案第79号 令和5年度美郷町一般会計補正予算第10号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明願います。

○企画財政課長（武田浩之君） 議案第79号についてご説明します。

今回の補正内容ですが、歳入歳出予算の総額に1億6,267万8,000円を追加する件、繰越明許費補正2件及び地方債補正3件でございます。

初めに、第2表繰越明許費補正についてご説明します。

25ページをお願いします。

2款1項環境配慮型美郷暮らし整備事業ですが、安楽寺地区宅地開発に係る基本設計及び実施設計について、公募型プロポーザルによる実施を予定しており、所要の時間を要することが見込まれ、年度内の完了が困難であることから翌年度に繰り越すものです。

6款1項生菓の里美郷構想推進事業ですが、生菓育苗用ハウス修繕工事等や、生菓の里美郷構想推進事業補助金に係る事業について、所要の時間を要することが見込まれ、年度内の完了が困

難であることから、翌年度に繰り越すものです。

次に、26ページをお願いします。

第3表地方債補正についてご説明します。

合併特例債、過疎対策事業債及び緊急防災減災事業債について、それぞれ充当する事業費の増減等に伴い限度額を変更するものです。詳細につきましては、歳入にてご説明します。

それでは、歳入から順にご説明しますので、30、31ページをお願いします。

10款1項1目地方交付税ですが、今回の補正財源の一部として充当するものです。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 続きまして、14款1項1目民生費国庫負担金の1節保険基盤安定負担金の保険者支援分と、その下の未就学児均等割保険税負担金は、国民健康保険特別会計の繰出金の確定によるものでございます。その下の産前産後保険税負担金は、令和6年1月1日から出産される国民健康保険被保険者の国民健康保険税の所得割と均等割が、産前産後期間の4か月間免除されることにより、歳入額が不足する国民健康保険特別会計への繰出金に係る国負担金で、免除見込額6万6,943円に対して、国負担分2分の1を計上するものでございます。2節障害者自立支援給付費負担金は、補装具への国の負担で、負担率2分の1で、これまでの実績により不足が見込まれることから増額するものでございます。その下の障害児施設給付費負担金は、障害児通所支援給付費の国の負担で、負担率2分の1で、これまでの実績により不足が見込まれることから増額するものでございます。

○教育推進課長（佐々木寿人君） 続きまして、2項2目民生費国庫補助金、保育対策総合支援事業費補助金ですが、こども園のバス置き去り防止装置設置に係るもので、補助金の決定により減額するものです。当初、こども園の園外活動にも使用する小中学校通学バスを含む15台を対象としておりましたが、国の交付要件が常時通園に要するものに限定されたことにより、8台の実績となっております。交付率は、1台当たり17万5,000円を上限に10分の10です。

5目教育費国庫補助金、学校施設環境改善交付金ですが、北学校給食センターの空調設備改修工事に係る交付金の決定により増額するものです。小中学校等通学用送迎バス安全装置装備事業費補助金ですが、小中学校の通学バスの置き去り防止装置設置に係る補助金を計上するものです。交付率は、こども園バスの装置設置義務に対して、小中学校通学バスは努力義務なことから、1台当たり8万8,000円を上限に、10分の10の交付で7台の実績となっております。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 続きまして、15款1項1目民生費県負担金の1節保険基盤安定負担金の保険税軽減分、その下の保険者支援分、後期高齢者医療未就学児均等割保険税負担金は、国民健康保険特別会計への繰出金の確定によるものでございます。その下の産前産後保険税負担

金は、先ほど14款で説明しました、国民健康保険税の所得割と均等割が産前産後期間免除されることによります。国民健康保険特別会計への繰出金について、県負担金として免除見込額の4分の1を計上するものです。2節障害者自立支援給付費負担金は、補装具への県の負担で、負担率4分の1で、これまでの実績により不足が見込まれることから増額するものです。その下の障害児施設給付費負担金は、障害児通所支援給付費への県の負担で、負担率4分の1で、これまでの実績により不足が見込まれることから増額するものです。

○農政課長（中田裕克君） 続きまして、32、33ページをお願いします。

2項4目農林水産業費県補助金の2節6次産業化施設整備支援事業費補助金は、食品衛生法の改正に対応するため、市町村、JA、農業者が組織する団体等の漬物製造の共同利用施設に必要な機械、施設等の導入を支援する県の事業で、補助率は3分の1でございます。次の6次産業化施設緊急整備事業費補助金は、農業者等の漬物製造に必要な機械、施設等の導入を支援する県の事業で、補助率は3分の1でございます。次の鳥獣被害対策実施隊支援事業費補助金は、有害捕獲活動と狩猟との区別や隊員の士気高揚、安全意識確保等の醸成を図るため、鳥獣被害対策実施隊の活動に必要な統一ジャンパーの導入を支援する県の事業で、補助率は2分の1でございます。

○企画財政課長（武田浩之君） 続きまして、17款1項2目1節の地方創生応援寄附金ですが、既に寄附のあったものと、寄附の申出があったもの、合わせて2件分を計上しております。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 続きまして、20款5項4目の雑入の1節後期高齢者医療制度特別対策補助金は、秋田県後期高齢者医療広域連合からの令和4年度後期高齢者医療療養給付費負担金の精算金でございます。次の、軽度生活援助事業利用料は、利用実績の増加によるものでございます。

○農政課長（中田裕克君） 次の機構集積協力金返還金は、機構集積協力金を受けた方が事情により交付対象農地を売買または転用、または営農を再開したことから、協力金の返還義務が生じたため、町を介して県に返還するものでございます。次の新規就農者育成総合対策事業等補助金返還金は、旧農業次世代人材投資事業の経営開始型資金を交付された方が、国の指導により補助金の返還事案が生じたため、町を介して県に返還するものでございます。

○企画財政課長（武田浩之君） 続きまして、21款1項町債のうち、4目1節消防施設整備事業債ですが、消防指令センター部分改修に伴う広域消防負担金に合併特例債を充当することとしておりましたが、同じ広域圏にある大仙市や仙北市と協議の上、緊急防災減災事業債に組み替えるものです。

6目1節農村整備事業債ですが、県営基盤整備事業負担金に過疎対策事業債を充当することと

しておりましたが、県への一次申請額が限度額を超え、調整が必要となったため、過疎対策事業債を減額し、合併特例債に組み替えるものです。

歳入の説明は以上でございます。

○議長（森元淑雄君） 説明途中ですが、ここで10分間休憩します。

（午前10時57分）

---

（午前11時06分）

○議長（森元淑雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

説明を続行してください。

○企画財政課長（武田浩之君） 引き続き、歳出補正予算についてご説明します。

34、35ページをお願いします。

2款1項1目一般管理費22節の返還金ですが、令和4年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当した33事業の精算に伴う返還金です。

○農政課長（中田裕克君） 続きまして、2目行政推進費10節の燃料費及び印刷製本費、11節の手数料、12節の看板製作委託料及びイベント開催等委託料、13節の車両借上料は、美郷フェスタの事業完了により減額するものでございます。

○企画財政課長（武田浩之君） 同じく、行政推進費の増額分についてご説明します。

10節の修繕料ですが、六郷東根コミュニティセンターの排煙窓の修繕を含むコミュニティセンター7か所の今後の修繕料に不足が見込まれるため、35万円と、住民活動センターの今後の対応分として21万6,000円、合わせて56万6,000円を増額するものです。12節の施設管理委託料は、住民活動センター玄関ホール照明ランプ交換作業に伴う増額となります。その下の設計監理委託料は、住民活動センターの空調設備改修工事に係る実施設計委託料となります。当該施設につきましては、使用開始から22年が経過し、今シーズンは猛暑のため使用頻度も多く、一部故障により不具合が発生しており、今後の改修工事に向けて実施設計を計上するものです。

2目の説明は以上でございます。

○商工観光交流課長（今野武俊君） 続きまして、6目企画費ですが、12節の調査委託料でございます。こちらは環境配慮型美郷暮らし整備事業に係る不動産鑑定に要する費用となっております。当初、今年度中に鑑定を行う予定としておりましたが、本事業のアドバイザー会議におきまして、区画を確定させた上で造成工事完了後の実施とすべきとの助言をいただきましたので、来年度夏から秋頃の実施として見直しを行います。つきましては、今年度の実施は見合わせることにいた

しまして、委託料を減額するものでございます。次の設計監理委託料につきましては、環境配慮型美郷暮らし整備事業の対象となった土地の造成に係る基本設計及び実施設計に要する委託料を計上するものです。業者からの提案によるプロポーザル方式で実施をし、基本設計、実施設計、開発行為の申請までを一連の業務として行います。3月までに委託先を決定し、設計業務の完了は6月頃を予定しておりますので、当該予算については繰越明許費としております。

6目の説明は以上です。

○企画財政課長（武田浩之君） 続きまして、7目電子計算費10節の消耗品費ですが、今年度、職員の事務用パソコン更新に合わせて17節の備品購入費で予算措置していたパソコンモニターの請負差額分を減額し、旧事務用パソコンの再利用のために必要な記憶装置等を購入するために消耗品に組み替えるものです。なお、再利用するパソコンにつきましては、主に会計年度任用職員に配備をする予定です。18節の秋田県町村電算システム共同事業組合負担金ですが、令和6年度からの森林環境税の賦課徴収に対応するシステム改修及び障害者自立支援給付審査支払等のシステム改修に伴う追加分です。

7目の説明は以上でございます。

○住民生活課長（木村英彰君） 続きまして、8目交通安全対策費14節のカーブミラー設置工事は、今年度要望分が完了見込みとなったことによる減額でございます。

続く、9目防犯対策費の10節修繕料は、街路灯の修繕等に不足が見込まれることから増額をお願いするものです。14節の防犯灯設置工事は、通学路や防犯、または交通安全上必要と思われる5か所分の設置費を計上するものでございます。

以上で、2款の説明を終わります。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 続きまして、3款1項1目社会福祉総務費の11節手数料と13節施設使用料は、行旅人を含む身寄りのない人の死亡時の対応に係るもので、11節は文書料で、死体検案書にするもので、13節の施設使用料は斎場使用料で、それぞれ予算執行により今後の予算に不足が見込まれるため増額するものでございます。

2目障害者福祉費の11節手数料は、障害児通所支援給付費に係る審査支払手数料で、これまでの実績により今後の予算に不足が見込まれるため増額するものでございます。12節相談支援事業委託料は、身体、精神、知的の分野ごとに3つの社会福祉法人等に相談支援事業を委託しており、社会福祉法に基づく社会福祉事業として非課税としておりましたが、先般、国からの事務連絡により、当該事業が社会福祉事業に該当しないことが示されました。これは、国から障害者相談支援事業の社会福祉法上の取扱いがこれまで明確に周知されていなかったことが要因となるもので、

このことから、各法人年額60万円の委託料について、消費税相当額6万円の3件分18万円を計上しております。

36、37ページをお願いいたします。

19節の補装具給付費及び障害児通所支援給付費は、これまでの支援実績により、今後の予算に不足が見込まれることから増額するもので、国2分の1、県4分の1、町4分の1の負担となります。21節補償金は、12節で説明しました相談支援事業が消費税課税となったことにより年額60万円の委託料について、3法人において、税の修正申告が必要となり、当該修正申告に伴い発生する費用として、過去5年分の消費税相当額と納期限後納付に係る延滞税相当額合わせて91万7,000円を計上するものでございます。

3目高齢者福祉費の10節消耗品費、11節手数料、12節のイベント開催等委託料は、敬老会事業に係るもので、事業完了による減額です。その下の軽度生活援助事業委託料は、利用者増加により今後の予算に不足が見込まれるため増額するものでございます。

4目医療給付費の12節電算処理委託料は、後期高齢者医療事業における医療機関での特定健診及び人間ドックに係る医療機関及び国保連合会への結果データの作成委託で、これまでの実績により今後の予算に不足が見込まれるため増額するものでございます。27節国民健康保険特別会計繰出金は、国民健康保険税の軽減や未就学児均等割の軽減、財政安定化支援事業、産前産後保険税免除による一般会計から国民健康保険特別会計への繰出額の確定により計上するものです。その下の後期高齢者医療特別会計繰出金につきましても、額の確定によるものでございます。

2項1目児童福祉総務費の7節報償金は、子育て世帯が主なメンバーであります子育て支援施設設置検討委員会の委員報償で、予定した3回の委員会開催を終えましたが、引き続き委員と設計業者との意見交換を行いたく、2回開催分を計上するものです。

1目の説明は以上です。

○教育推進課長（佐々木寿人君） 3目児童福祉施設費10節需用費ですが、六郷わくわく園及び仙南すこやか園の電気料並びに3園の施設等修繕予算に不足が見込まれることから増額するものです。

4目子育て支援費、修繕料ですが、放課後児童クラブ4施設において、今後の施設等修繕予算に不足が見込まれることから増額するものです。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 続きまして、4款1項2目予防費の11節通信運搬費は、1月からの早朝総合健診申込み調べについて、これまで健康推進員を介して行っていたものを郵送にて行うこととし、発送及び返送について6,600世帯分を計上するものです。12節予防接種委託料は、帯

状疱疹ワクチン接種に係るもので、これまでの接種実績から今後の接種を見込み増額するものでございます。22節返還金は、令和4年度新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金及び令和4年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金の確定によるものでございます。なお、先ほど申し上げました早朝総合健診申込み調べにつきましては、12月からの開始となっております。訂正させていただきます。

2目の説明は以上です。

○住民生活課長（木村英彰君）　続きまして、3目環境衛生費の10節需用費修繕料は、百目木一般廃棄物最終処分場のフェンスを修繕したく、下段の12節施設管理委託料から組み替えるものでございます。

以上で、4款の説明を終わります。

○商工観光交流課長（今野武俊君）　38、39ページをお願いします。

5款1項1目労働諸費ですが、いずれも10月21日に行われました技能功労者表彰の終了による実績額の確定に伴い減額をするものです。今年度の表彰者は4名となっております。1節技能功労者表彰選考委員報酬でございますが、こちらは、議案46ページ給与費明細書の下段、その他特別職の報酬欄にも反映されてございます。

38、39ページにお戻りください。

7節賞賜金、10節消耗品費食糧費、12節筆耕委託料、これらの減額につきましても同様に実績額の確定に伴い減額をするものです。

5款の説明は以上です。

○農政課長（中田裕克君）　6款1項3目農業振興費10節の消耗品費は、歳入でご説明いたしました鳥獣被害対策自治体支援事業費補助金の歳出予算で、実施隊員の統一ジャンパー26名分でございます。次の修繕料は、熊の駆除により破損した箱わなの修繕料で6基分を計上しております。12節の薬樹の森健康公園管理委託料は、公園外周の桜の枯れ枝及びてんぐ巣病除去のほか、枝の剪定のための委託料で66本分を計上しております。次の緩衝帯整備業務委託料は事業の完了により減額するものでございます。14節の生薬種苗用ハウス修繕工事及び堆肥センター受変電設備改修工事、18節中段の生薬の里美郷構想推進事業補助金は、生薬の里美郷構想推進事業の関連予算で、現在、試験栽培中のカンゾウの令和7年度からの本格栽培に向けた、令和6年度のストロン苗の育苗や、キキョウ等の収穫時期の重複に伴う収穫、乾燥調製作業の効率化を図るとともに、今後の生薬の栽培面積拡大に対応するため、種苗生産及び収穫、乾燥調製機能の強化を図るものでございます。

なお、今回の施設設備等の機能強化に当たり、連携企業からの寄附の申出があったことから、財源につきましては、地方創生寄附金であります企業版ふるさと納税を活用するものでございます。14節の生薬種苗用ハウス修繕工事は、仏沢公園付近にある町の園芸用ハウスで、建設から20年が経過し老朽化による破損、故障等が生じ、種苗生産に支障を来していることから、電気機械設備及びハウス被膜の交換等を行うものでございます。18節中段の生薬の里美郷構想推進事業補助金は、収穫、乾燥調製機能の強化に向けた機械設備等の導入及び既存施設の改修のための補助でございます。内容としましては、収穫用トラクター、洗浄機、乾燥機、冷蔵庫の購入のほか既存調整用ビニールハウスの改修等で、管理は現在、生薬栽培の種苗提供及び収穫乾燥調製作業を行っている株式会社美郷の台地を予定しております。

14節に戻っていただきまして、2段目の堆肥センター受変電設備改修工事は、機械設備等の導入に伴う電気容量の増加に対応するため堆肥センター内の受変電設備を改修するものでございます。なお、14節及び18節の生薬の里美郷構想推進事業補助金は、年度内の完了が困難であることから翌年度へ繰り越すものでございます。18節上段の6次産業化施設緊急整備事業補助金は、歳入でご説明しました歳出予算で、補助率は県3分の1、町の協調助成6分の1を合わせて2分の1で、要望のあった1件分を計上しております。18節下段の施設園芸等燃油支援事業補助金は、事業の完了により減額するもので、申請実績は21件でございました。

続きまして、4目担い手対策費22節返還金は歳入でご説明しました歳出予算で、内訳としまして機構集積協力金返還金は対象期間が平成27年から令和4年で、対象者は7名でございます。新規就農者育成総合対策事業等補助金返還金は、対象者1名でございます。同資金につきましては、5年間の交付期間のうち、2年が経過した方については、営農状況等の中間評価を行い資金の交付を判断することとなっております。今回、2年経過前となる令和5年2月に、令和5年6月からの上期分について、県から前倒し交付が認められまして75万円を交付いたしました。営農状況等の中間評価を行った上で交付するよう国からの指導があり、前倒し交付分となる75万円を返還するものでございます。なお返還金は歳入歳出とも同額でございます。

○商工観光交流課長（今野武俊君） 続きまして、5目農業振興施設管理費ですが、10節の光熱水費につきましては、今般設置いたします電気自動車用の急速充電器の完成後に使用する電気料金2か月分を計上しております。次の12節設備保守点検委託料につきましては、急速充電器の保守点検に要する費用として計上しております。次の13節システム使用料につきましては、急速充電器の利用料金の決済システムに係る使用料として計上しております。

○農政課長（中田裕克君） 14節の工事請負費及び17節の備品購入費ですが、先ほど歳入でご説明

しました6次産業化施設整備支援事業費補助金の歳出予算で、漬物製造のための共同加工所の改修及び製造保存のための備品購入費です。今回、共同加工場の利用について、現在、漬物製造を行っている75名の方にアンケート調査を行ったところ、5名の方が利用したいとの回答があり、一定程度の利用が見込まれることや県の補助金を活用できることから、道の駅美郷の敷地内にあります加工場を一部改修するものでございます。14節の共同加工所改修工事は、外壁修繕や屋根塗装のほか内装改修、電気設備、給排水設備等の改修で、改修面積は約40平方メートルでございます。17節の備品購入費は、保存のための業務用冷蔵庫2台と真空包装機1台でございます。なお、工期は県の補助事業の関係上3月末までとし、完成後は同施設の指定管理者でありますあきた美郷づくり株式会社が引き続き管理を行います。

7目農村整備費18節の農業水利安全管理事業費負担金は、事業の完了により減額するものでございます。次の土地改良施設維持管理適正化事業補助金は、仙南土地改良区所管の金沢ダム外周の雨水排水対策を行うための事業で、補助率は2分の1でございます。

6款の説明は以上でございます。

○商工観光交流課長（今野武俊君） 40ページ、41ページをお願いします。

7款1項2目商工振興費ですが、18節省エネルギー設備導入促進支援事業補助金につきましては、10月末で申請が出そろい実績額が確定したことにより減額するものです。申請は3件でございました。同様の趣旨でより大規模な案件を対象として事業を実施しておりました県と情報交換をしながら13件の見込みを立てたところではございましたが、結果として9件の事業者が県に申請したことにより、見込みを下回る結果となったものです。次の、製造業エネルギー価格高騰対策支援事業補助金ですが、こちらはさきに行いました4月から9月までの同補助金と同様の仕組みにより、10月から令和6年1月までの4か月を対象として、第2弾のエネルギー価格高騰支援を行うものです。算定に当たりましては、上期分の実績を基に算定を行っております。上期分ですが18件で、予算額950万円に対して943万円の申請となっております。

2目の説明は以上です。

続きまして、4目温泉施設費ですが、10節光熱水費につきましては千畑温泉の水道料について不足が見込まれておりますので、今後必要となる額を計上しております。修繕料につきましては、さきの9月議会におきまして150万円の補正予算をいただき、必要な修繕を行ってまいりましたが、仙南温泉の屋外配管の漏水で48万7,300円を要したほか、配管等の修繕5件を行ったため、今後の不足が見込まれておりますので、必要となる額を計上するものでございます。年度末にかけて必要となる修繕は現時点で6件でございます。主な内容は、看板が1件、配管が1件、温泉設備2件、

暖房設備1件、ドアの修繕1件となっております。

7款の説明は以上です。

○建設課長（高橋博和君） 8款2項1目道路橋梁総務費8節ですが、国道13号の整備促進に係る要望活動の回数が増加が見込まれるため増額を計上しております。

続いて、2目道路維持費10節ですが、ガードレールなどの道路附帯構造物の修繕や除雪車両の整備費用などに不足が見込まれることから増額を計上しております。

続いて6項1目住宅管理費についてですが、10節は町営住宅の一般的な修繕について不足が見込まれることから増額を計上しております。12節は老朽化した木造の空き家町営住宅の改定に向けて、事前にアスベストの含有を調査したく、調査費を計上しております。14節は、町営飯詰駅前住宅の外構を整備し、近隣農地への土砂崩落などを防止したく、工事費を計上しております。

8款の説明は以上です。

○住民生活課長（木村英彰君） 続きまして、9款1項1日常備消防費ですが、歳入の21款町債で説明したとおり起債の財源補正によるものです。

続きまして、2目非常備消防費8節旅費ですが、事業完了による減額です。10節では令和6年4月4日に予定しております消防出初式において、4年ぶりに祝賀会を開催することとし、その経費をお願いするものです。また、消防団員加入促進に向けたパンフレット印刷費の追加をお願いするものでございます。

5目消防施設費10節の修繕料は、消火栓や防火水槽などの老朽化による器具の修繕等を行いたく、追加をお願いするものです。18節の水道事業消火栓設置負担金は、千畑中央暁地区配水管布設替工事で実施している消火栓4基の更新について、仮復旧工事の変更により増額が見込まれることから、補正をお願いするものでございます。

以上で、9款の説明を終わります。

○教育推進課長（佐々木寿人君） 42、43ページをお開き願います。

10款1項2目事務局費消耗品費ですが、教育行政に係る事務提要や事務要覧等の追録代に不足が見込まれることから増額するものです。

3目教育助成費ですが、歳入の通園通学バス置き去り防止装置設置に係る国庫補助金の決定を受け財源を補正するものです。

2項2目教育振興費消耗品費ですが、令和6年4月に改定される小学校教科書における教師用の教科書並びに教育指導書等の購入予算を計上するものでございます。

3項1目学校管理費修繕料ですが、美郷中学校の今後の施設等修繕予算に不足が見込まれるこ

とから増額するものです。

○生涯学習課長（大澤 修君） 4項1目社会教育総務費7節報償金ですが、コロナ禍で制限されておりました各種大会、研修会等が今年度開催されることとなり、生涯学習奨励員活動に要する経費の不足が見込まれますので増額するものです。10節修繕料から13節機器借上料までですが、舟ッコ流し事業の完了に伴う減額です。

2目図書館費10節消耗品費を除く7節報償費から17節備品購入費までですが、読書フェスタなどの読書推進事業完了による減額です。10節消耗品費ですが、新聞購読料値上げによる増額です。

4目社会教育施設費10節光熱水費ですが、美郷町公民館及び北ふれあい館の電気料使用実績により電気料の不足が見込まれますので増額するものです。次の修繕料ですが、社会教育施設及び指定文化財の維持管理に要する小破修繕について不足が見込まれますので増額するものです。11節手数料ですが、旧中央公園プール管理棟の解体に当たり、保管物品の処分手数料を補正するものです。12節施設管理委託料ですが、歴史民俗資料館敷地内桜のてんぐ巢病除去、道路支障木等の枝剪定を行いたく増額するものです。14節学友館事務室エアコン取替え工事ですが、エアコン機能低下により取替え工事を行いたく、増額するものです。

44、45ページをお願いします。

5項1目保健体育総務費7節報償費から13節使用料及び賃借料ですが、バドミントン教室などの連携企業スポーツ活動推進事業、中学校新人駅伝競走大会事業などの事業完了による減額のほか国際文化スポーツ活動推進事業として、国内で行われるバドミントン国際大会等の機会を利用してのタイチームとの交流事業について、日程調整がかなわず、今年度の事業実施が困難であるため関連予算を減額するものです。

2目保健体育施設費10節光熱水費ですが、美郷町総合体育館、中央体育館、町野球場、南運動公園、プールパーク美郷及び自転車競技場の電気料について、使用実績により電気料の不足が見込まれますので増額するものです。

次の修繕料ですが、総合体育館、エントランスホール階段手すりの強化ガラス破損修繕及び社会体育施設の維持管理に要する小破修繕について不足が見込まれますので増額するものです。次の12節委託料から17節備品購入費までの減額につきましては、プールパーク美郷関連事業の完了に伴い減額するものです。12節調査委託料ですが、中央体育館機械室解体工事に伴いアスベスト含有調査が必要なため増額するものです。

2目の説明は以上です。

○教育推進課長（佐々木寿人君） 3目学校給食費ですが、10節需用費につきましては給食調理に

係る消耗品並びに給食センターの燃料費、電気料及び今後の設備等の修繕予算に不足が見込まれることから増額するものです。11節手数料につきましては調理の際の包丁や回転刃の研磨料を計上するものです。

議案第79号の説明は以上でございます。

○議長（森元淑雄君） これで議案第79号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第80号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第19、議案第80号 令和5年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第3号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 議案第80号につきましてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26万2,000円を追加するものです。

歳入からご説明させていただきますので、56、57ページをお願いいたします。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税の1節から3節は保険税軽減世帯の税軽減等の実績による減額でございます。

6款1項1目一般会計繰入金の1節から3節及び6節は、国保税の軽減等に対応する保険基盤安定繰入金等の額の確定によるもので、7節産前産後保険税繰入金は、令和6年1月1日から出産される国民健康保険被保険者の国民健康保険税の所得割と均等割が産前産後期間免除されることにより歳入額が不足することへの一般会計からの繰入れで、見込みにより計上しております。

歳入の説明は以上です。

続きまして歳出です。

58、59ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費の18節秋田県町村電算システム共同事業組合負担金は、被保険者産前産後保険税免除に係るシステム改修費用として計上するものです。

続きまして、3款1項医療給付費分、2項後期高齢者支援金等分、3項介護納付金分につきましては、財源補正でございます。

議案第80号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄君） これで議案第80号の説明が終わりました。

---

### ◎議案第81号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第20、議案第81号 令和5年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和君） 説明いたします。

予算総額に変更ありませんが、歳出におきまして予算内訳の変更を計上しております。

内容を説明いたします。

66、67ページをお願いいたします。

1款2項1目施設管理費において10節需用費は、施設設備の修繕料に不足が見込まれるため増額を計上、11節役務費は口座振替手数料について実績により減額を計上しております。

以上で議案81号の説明を終わります。

○議長（森元淑雄君） これで議案第81号の説明が終わりました。

---

### ◎議案第82号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第21、議案第82号 令和5年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 議案第82号につきましてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ105万8,000円を減額するものでございます。

歳入からご説明いたしますので、76、77ページをお願いいたします。

3款1項2目保険基盤安定繰入金は、秋田県後期高齢者医療広域連合納付金の額確定により減額するものでございます。

歳入の説明は以上です。

次に、歳出につきましてご説明いたします。

78、79ページをお願いいたします。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金の18節後期高齢者医療広域連合納付金は、納付金の額確定による減額でございます。

議案第82号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄君） これで議案第82号の説明が終わりました。

---

◎議案第83号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第22、議案第83号 令和5年度美郷町水道事業会計補正予算第4号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和君） 説明いたします。

第2条収益的支出について、第1款事業費用総額を76万1,000円増額し、3億7,690万6,000円とするものです。

第3条資本的収入について、第1款資本的収入総額を22万5,000円増額し、1億7,428万1,000円とするものです。

82ページをお願いいたします。

また、第1款資本的支出総額を299万7,000円増額し、3億2,830万2,000円とするものです。

83ページ、収益的支出。

1款1項1目配水及び給水費の修繕料については、漏水箇所の増加による修繕費用がかさんでおり、今後不足が見込まれるため増額計上しております。

旅費は、水道技術管理者資格取得のための研修受講旅費を計上してはりましたが、有資格者が課内に複数人いるため今年度は受講しないこととしたため減額するものです。

資本的収入、1款2項1目一般会計負担金については、千畑中央地区暁配水管布設替工事の消火栓設置経費の一般会計からの負担金を増額計上しております。

資本的支出、1款1項1目施設改良費の工事請負費は千畑中央地区暁配水管布設替工事の施工内容の増に伴う増額を計上しております。

以上で、議案第83号の説明を終わります。

○議長（森元淑雄君） これで議案第83号の説明が終わりました。

---

◎散会の宣告

○議長（森元淑雄君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

12月13日午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

(午前 11 時 44 分)